

発議第2号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年 3 月 25日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 永 山 伸 一

提 案 理 由

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は特定の治療に限定していることから、ウイルス性肝硬変・肝がん患者の多くは高額な医療費を負担している。また、肝硬変等の肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定対象となっているが、医学上の認定基準が極めて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がある。

については、国会及び関係行政庁に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書
(案)

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は350万人以上いるとされており、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法において、国の法的責任が明記されています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの根治を目的としたインターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療等の抗ウイルス療法に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(身体障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされています。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じておらず、肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 3 月 25 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官